

議案第109号

甲府市都市公園条例等の一部を改正する条例制定について
甲府市都市公園条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年12月4日提出

甲府市長 樋口 雄一

甲府市都市公園条例等の一部を改正する条例
(甲府市都市公園条例の一部改正)

第1条 甲府市都市公園条例(昭和32年12月条例第52号)の一部を次のように改正する。

別表第1の2都市公園を占用する場合の表中

610円	660円
930円	1,000円
1,300円	1,400円
540円	590円
870円	950円
1,200円	1,300円
5円	6円
3円	4円
1,100円	1,200円
450円	500円
23円	25円
32円	35円
49円	53円
65円	71円

を に改める。

97円	110円
130円	140円
230円	250円
320円	350円
650円	710円
22円	38円
870円	950円
250円	500円
220円	380円

別表第1備考第4項を次のように改める。

- 4 占用面積若しくは占用物件の長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。

別表第1備考に次の1項を加える。

- 6 前各項の規定に基づき計算して得た1件の占用料の額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(甲府市道路占用料徴収条例の一部改正)

第2条 甲府市道路占用料徴収条例(昭和49年7月条例第38号)の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表(第2条関係)

占用物件		単位	占用料
法第32条 第1項第1 号に掲げる 工作物	第1種電柱	1本につき1年	660円
	第2種電柱		1,000円
	第3種電柱		1,400円
	第1種電話柱		590円
	第2種電話柱		950円

	第3種電話柱		1,300円
	その他の柱類		59円
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	6円
	地下に設ける電線その他の線類		4円
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	580円
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	350円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,200円
	郵便差出箱及び信書便差出箱		500円
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	3,800円
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	1,200円
法第32条 第1項第2 号に掲げる 物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	25円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		35円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		53円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		71円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		110円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		148円

	外径が0.3メートル以上 0.4メートル未満のもの			140円
	外径が0.4メートル以上 0.7メートル未満のもの			250円
	外径が0.7メートル以上 1メートル未満のもの			350円
	外径が1メートル以上のもの			710円
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき	1,200円
法第32条 第1項第5 号に掲げる 施設	地下街及び 地下室	階数が1のもの	1年	Aに0.005 を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.008 を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.01を 乗じて得た額
	上空に設ける通路			1,900円
	地下に設ける通路			1,100円
	その他のもの			1,200円
法第32条 第1項第6 号に掲げる 施設	祭礼、縁日その他の催しに際 し、一時的に設けるもの		占用面積1平方 メートルにつき 1日	38円
	その他のもの		占用面積1平方 メートルにつき 1月	380円
令第7条第 1号に掲げ る物件	看板（アー チである ものを除 く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方 メートルにつき 1月	380円
		その他のもの	表示面積1平方 メートルにつき 1年	3,800円

	標識		1本につき1年	950円
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	38円
		その他のもの	1本につき1月	380円
	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	38円
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	380円
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	3,800円
		その他のもの		1,900円
令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方メートルにつき1年	1,200円
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積1平方メートルにつき1月	380円
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				120円
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.015を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに0.024を乗じて得た額
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの		Aに0.005を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額

		階数が 3 以上のもの	A に 0.01 を乗じて得た額
		その他のもの	A に 0.034 を乗じて得た額
令第 7 条第 9 号に掲げる施設	建築物		A に 0.015 を乗じて得た額
	その他のもの		A に 0.01 を乗じて得た額
令第 7 条第 10 号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物		A に 0.024 を乗じて得た額
	その他のもの		A に 0.01 を乗じて得た額
令第 7 条第 11 号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		A に 0.015 を乗じて得た額
	上空に設けるもの		A に 0.024 を乗じて得た額
	その他のもの		A に 0.034 を乗じて得た額
令第 7 条第 12 号に掲げる器具			A に 0.034 を乗じて得た額
令第 7 条第 13 号に掲げる施設	トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの		A に 0.015 を乗じて得た額
	上空に設けるもの		A に 0.024 を乗じて得た額
	その他のもの		A に 0.034 を乗じて得た額

別表備考第 7 号を次のように改める。

- (7) 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが 0.01 平

方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。

別表備考第9号中「。ただし、祭礼、縁日その他の催しに際し一時的に設ける占用物件に係る占用料の額については、この限りでない。」を削り、同表備考に次の1号を加える。

- (10) 前各号の規定に基づき計算して得た1件の占用料の額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(甲府市法定外公共物管理条例の一部改正)

第3条 甲府市法定外公共物管理条例（平成13年12月条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表中	「	110円	「	120円	を に改め、同表備考第5項を次
		80円		80円	
		610円		660円	
		930円		1,000円	
		1,300円		1,400円	
		540円		590円	
		870円		950円	
		1,200円		1,300円	
		54円		59円	
		5円		6円	
		3円		4円	
		2,200円		3,800円	
		23円		25円	
		32円		35円	
		49円		53円	
		65円		71円	
		97円		110円	

1 3 0 円	1 4 0 円
2 3 0 円	2 5 0 円
3 2 0 円	3 5 0 円
6 5 0 円	7 1 0 円

のように改める。

- 5 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。

別表備考に次の1項を加える。

- 7 前各項の規定に基づき計算して得た1件の占用料の額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(甲府市準用河川占用料徴収条例の一部改正)

第4条 甲府市準用河川占用料徴収条例(平成24年3月条例第4号)の一部を次のように改正する。

1 1 0 円	1 2 0 円
8 0 円	8 0 円
6 1 0 円	6 6 0 円
9 3 0 円	1, 0 0 0 円
1, 3 0 0 円	1, 4 0 0 円
5 4 0 円	5 9 0 円
8 7 0 円	9 5 0 円
1, 2 0 0 円	1, 3 0 0 円
5 4 円	5 9 円
5 円	6 円
3 円	4 円
2, 2 0 0 円	3, 8 0 0 円

別表中

を

に改め、同表備考第5項を次

23円	25円
32円	35円
49円	53円
65円	71円
97円	110円
130円	140円
230円	250円
320円	350円
650円	710円

のように改める。

- 5 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。

別表備考第6項中「許可に係る」を「占用料の額が年額で定められている場合には、許可に係る」に改め、同表備考に次の1項を加える。

- 7 前各項の規定に基づき計算して得た1件の占用料の額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前にした許可に係る占用の期間に係る占用料については、なお従前の例による。

提案理由

都市公園等の占用料の額を改定するについては、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。